

所管部課		健幸いきいき部 保険年金課		部長	川口 莊一	
件名		東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び国からの通知により、国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減）の適用となる対象者等を把握する際に、ハローワークが交付する「雇用保険受給資格通知」を用いることを可能とする取扱いが示されたこと等に伴い、規則で定める様式について必要な改正を行う。</p> <p>また、「東大和市における押印見直し方針」に基づき、この改正に合わせて様式に定める押印欄を削除する。</p> <p>(1) 改正する様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税納税通知書（第4号様式） 「雇用保険受給資格通知」の追記</li> <li>・国民健康保険税納税通知書（過年度）（第5号様式） 「雇用保険受給資格通知」の追記及びその他文言整理</li> <li>・国民健康保険税減免申請書（第1号様式） 押印欄の削除</li> <li>・国民健康保険税申告書（第10号様式） 押印欄の削除</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響および効果 省令等に則り、国民健康保険税の賦課に関する事務を適正に執行することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年9月15日 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 公布</p> <p>令和4年9月29日 厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「非自発的失業者に係る国民健康保険料（税）軽減における雇用保険受給資格通知の取扱いについて」</p> <p>文書課審査済み</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。